

## お知らせ

### 市税の夜間・休日納付窓口

仕事の都合などにより、平日納付が困難な方を対象に次の日程で納付相談窓口を開設します。



- 場所** 税務課(本庁2階)
- 夜間窓口** 35-3504
- 期間** 4月1日(休)～9日(金)(平日のみ)
- 時間** 午後5時15分～7時30分
- 休日窓口** 4月10日(土)、11日(日)
- 時間** 午前9時～午後4時

### 国民健康保険料決定通知(仮算定)を発送します

前年度の保険料をもとに4月から6月までの暫定保険料を計算(仮算定)しました。通知書を4月中旬頃に世帯主宛に郵送します。ご確認ください。納付にご協力をお願いします。

なお、保険料年額は、前年所得が確定した後に決定(本算定)し、7月に改めて通知します。7月から翌年3月までは、4月から6月までの保険料額を差し引いた残りを、毎月9分の1ずつ納付いただきます。

また、新型コロナウイルスの影響により納付が困難な場合は、保険料納付猶予(6カ月)の制度がありますので、ご相談ください。

**問合せ** 市民課 ☎ 35-31137

### 固定資産税評価額の縦覧

納税者の方は、下記の期間に限り所有資産の評価額を他の資産と比較することができます。



- 期間** 4月1日(休)～5月31日(月)
- 時間** 午前8時30分～午後5時15分
- 場所** 税務課・各支所地域振興課
- 対象** 納税者本人、納税者同一世帯で生計を一にする親族、納税代理人、納税者の委任状を持参した代理人
- ※運転免許証など本人確認できるものを持参ください。

**問合せ** 税務課 ☎ 35-3627

### 町会所文書の公開

江戸～明治時代の高山の様子や人口推移についての資料を公開します。

- 公開期間** 4月7日(水)
- 場所** 飛騨高山まちの博物館(上二の町)
- 申込** 閲覧希望日の1週間前までに申請書を窓口
- ※閲覧できる資料は飛騨高山まちの博物館HPに掲載しています。

**問合せ** 飛騨高山まちの博物館 ☎ 32-1205

### 農業振興地域整備計画の変更申請を受け付けます

農地の農用地区域からの除外や編入、用途変更の申請を受け付けます。

**受付期間** 4月26日(月)～5月26日(水)

**問合せ** 農務課 ☎ 35-3141

### 公共料金の支払いが便利に



コンビニエンスストアで、上下水道料の納付書による支払いができるようになります。また、市税や国民健康保険料、上下水道料金の納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンなどで読み取り、料金の支払いができる電子決済(LINE Pay)は当面の間、利用中止も可能となりましたので、ぜひご利用ください。

- 問合せ** 上水道課 ☎ 35-3149
- 税務課 ☎ 35-3504
- 市民課 ☎ 35-3495

### 手続きはお済みですか 福祉医療費受給者証(子ども医療)

4月に小学校へ入学されるお子さんの福祉医療費受給者証「就学前(黄緑色)」は、3月末日で有効期間が満了になります。

このため、新たに「義務教育修了まで(桃色)」の受給者証に関する手続きが必要になります。

該当されるご家庭には、3月下旬に案内ハガキをお送りしていますので、4月中にお手続きください。

- 手続き場所** 福祉課(本庁1階)または各支所地域振興課
- 必要なもの** お子さんの健康保険証・福祉医療費受給者証「就学前(黄緑色)」・案内ハガキ「ハンコ」

**問合せ** 福祉課 ☎ 35-3356

### ご存じですか

#### 国民年金の学生納付特例制度

4月からの国民年金保険料は、月額16,610円(70円の引上げ)となります。

国内に住む20歳以上の方は、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。ただし、所得が一定額以下の学生は、申請することにより保険料の納付が猶予されます。申請は、毎年度必要です。

学生納付特例期間は、資格期間には算入されますが、年金額は増加しません。10年以内にその期間の保険料を追納すれば、年金額に算入されます。

**手続き方法**  
令和2年度から引き続き特例の承認を受ける方  
↓日本年金機構から、申請書(ハガキ)が4月に送付されますので、必要事項を記入して返送してください(添付書類は不要です)。

●新規に申請される方および申請書ハガキが届かない方  
↓令和3年度の在学証明書または学生証・ハンコ・マイナンバー(個人番号)がわかるものを持参し、高山年金事務所または市民課(本庁1階)・各支所窓口で申請してください。

※申請者が代理人の場合は、代理人の運転免許証など本人確認書類と委任状も併せてご持参ください。

**問合せ** 高山年金事務所 ☎ 32-6111  
市民課 ☎ 35-3137